

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定一般相談支援事業者の指定 (同) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 一

告 示

- 宮城県告示第八百八十六号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇九一三〇三二一	COM'S 多賀城市桜木三丁目 四番一号復興パーク 内A一十一号館	就労移行支援 B型	一般社団法人 COM'S	平成二十五年 十月十五日

○宮城県告示第八百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五
十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定一般相談支 援の種類	設置者名	指定年月日
○四三〇七〇〇〇四七	相談支援センター名 取市大手町二丁目 一番地三ひまわり ビル一〇一号	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人 ありのまま舎	平成二十五年 十一月一日
○四三三六〇〇一一一	南三陸町地域活動支 援センター風の里 本吉郡南三陸町志津 川字沼田五十六番地	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人 洗心会	平成二十五年 十月一日

○宮城県告示第八百八十八号

県営米谷地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型)変更計画を定めたので、土地改良法(昭
和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定
により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用す
る同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事
に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第
八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った
日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの
訴えを提起することができる。

平成二十五年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成二十五年十月二十二日から平成二十五年十一月二十日まで
- 縦覧場所
登米市役所、登米市東和総合支所

○宮城県告示第八百八十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年十月四日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可業の種類	受付年月日
有限会社岩谷保温工業所 岩谷 誠子	柴田郡柴田町大字下名 生字剣水四十七	第二千五百三十九号	全部建設業 熱絶縁工業	平成二十五年 九月二日
有限会社ビコウ及川義弘	登米市中田町宝江新井 田字館五十四一	第一万三千三百四十四号	一部建設業 一般建設業 管工業	平成二十五年 九月十三日
有限会社大地建設 高橋 純一	仙台市若林区南小泉字 八軒小路二一	第一万五千二百五十二号	一部建設業 一般建設業 内装仕上工業	平成二十五年 九月二日
株式会社エスケ ーテック 佐々木 洋三	多賀城市新田字後九十 一十二	第一万八千六百六十五号	全部建設業 一般建設業 土木工業 建築工業 大工工業 左官工業 とび工業 石工工業 屋根工業 タイリング ブロック工業 ほ装工業 板金工業 ガラス工業 塗装工業 防水工業 内装仕上工業 熱絶縁工業 建具工業	平成二十五年 九月十二日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当